

## 6. 介護保険事業者の法令遵守

### 指定居宅サービス事業者等の義務：介護保険法第5章

- 指定事業者は、要介護者（又は要支援者）の人格を尊重しなければならない。
- 指定事業者は、介護保険法又は同法に基づく命令（政令及び省令）を遵守しなければならない。
- 指定事業者は、要介護者（又は要支援者）のため忠実にその職務を遂行しなければならない。
- 指定事業者は、上記に規定する義務の履行が確保されるよう、業務管理体制を整備しなければならない。

法第74条第6項：指定居宅サービス事業者、法78条の4第8項：指定地域密着型サービス事業者、法第81条第5項：指定居宅介護支援事業者、法第115条の4第6項：指定介護予防サービス事業者、法115条の14第8項：指定地域密着型介護予防サービス事業者

#### ◆法令遵守の意味

- ① 指定の取消処分等の事由になるような行為をしない。
- ② 「人員、設備及び運営の基準」等を遵守する。

### 指定居宅サービス事業者等の義務に違反した場合

### **指定の取消し等の行政処分の対象**

法第77条第1項第5号：指定居宅サービス事業者、法78条の10第1項第6号：指定地域密着型サービス事業者、法第84条第1項第4号：指定居宅介護支援事業者、法第115条の9第1項第4号：指定介護予防サービス事業者、法115条の19第1項第6号：指定地域密着型介護予防サービス事業者、法第115条の45の9第1項第6号：指定第1号事業者

※ ただし、業務管理体制の整備については直ちに指定の取消等の行政処分の対象となるものではなく、勧告・命令に従わなかった場合に指定取消等の行政処分となることがある。